

令和5年度第2回

豊川市国民健康保険運営協議会

令和6年2月15日(木)午後1時30分開会

豊川市福祉部保険年金課

令和 5 年度第 2 回豊川市国民健康保険運営協議会

令和 6 年 2 月 1 5 日（木）

午後 1 時 3 0 分より

豊川市中央図書館 2 階

集会室

会議次第

1 会長あいさつ

2 議事録署名委員の指名

3 議題

(1) 報告事項

① 令和 6 年度国民健康保険事業費納付金について

(P. 1～P. 5)

② 豊川市国民健康保険条例の一部改正について

(P. 6)

③ 令和 5 年度保健事業の状況について

(P. 7)

④ 第 3 期データヘルス計画の策定について

(別添)

4 その他

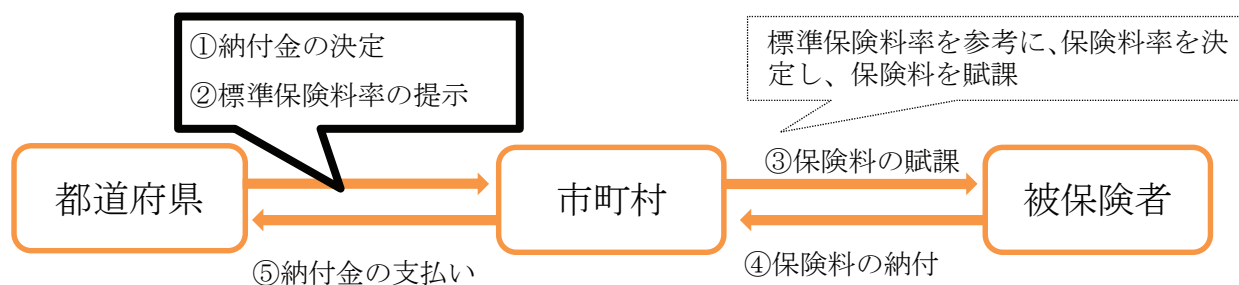
議題(1)① 令和6年度国民健康保険事業費納付金について

納付金の算定ルール等について

1 納付金等の概要

- 平成30年度に行われた国民健康保険の制度改革以降、都道府県が財政運営の責任を担うこととなり、納付金及び標準保険料率を算定し、市町村ごとに示している。

<フロー図>



2 市町村ごとの納付金・標準保険料率の算定の考え方

納付金・標準保険料率の算定の流れ

① 県全体の納付金算定基礎額の算定

納付金算定基礎額 = 県全体の保険給付費（医療費）等 - 公費等

- ・ 保険給付費（医療費）⇒ 被保険者数 × 1人当たり医療費
- ・ 後期高齢者支援金 ⇒ （被保険者数 × 国が示す1人当たり後期高齢者支援金負担見込額 × 国が示す後期高齢者支援金調整率） - 令和4年度精算額
- ・ 介護納付金 ⇒ （介護2号被保険者数 × 国が示す1人当たり介護納付金負担見込額） - 令和4年度精算額

② 市町村ごとの納付金按分

- ・ 各市町村の被保険者数・所得総額の県全体に対するシェアにより按分
- ・ 各市町村の医療費水準により調整
- ・ 市町村ごとに高額医療費負担金等の公費を加減算

③ 標準保険料率の算定

- ・ 市町村に交付される公費を減算
- ・ 保健事業など保険料で賄う給付等を加算

図1 【市町村ごとの納付金の按分方法】

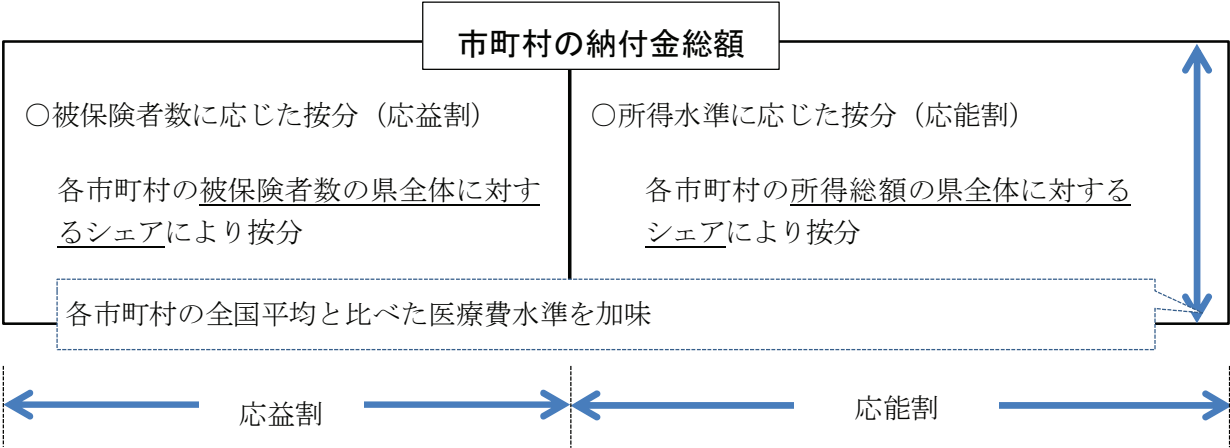
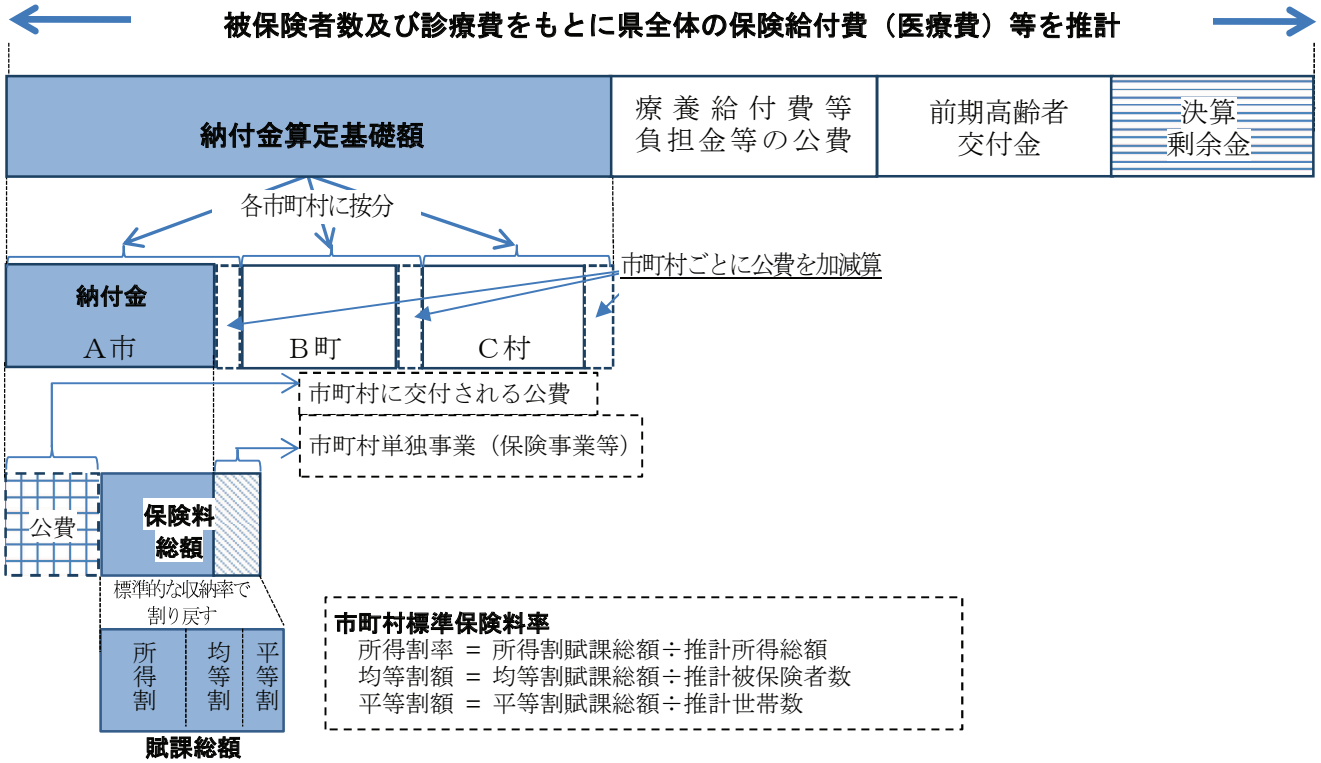


図2 【納付金・標準保険料率の算定の流れ（保険給付費分の例）】



各市町村の一人当たり納付金額等の県内順位

① 年齢調整後医療費指数		
(全国平均：1)		
順位	市町村	指数
1	豊明市	1.008831866
2	東栄町	0.994856927
3	名古屋市	0.960051867
4	瀬戸市	0.951038007
5	大府市	0.950047545
6	愛西市	0.949030136
7	江南市	0.947220089
8	蟹江町	0.945699111
9	みよし市	0.945518981
10	一宮市	0.941434046
11	東海市	0.940290630
12	清須市	0.938530321
13	稲沢市	0.926387609
14	弥富市	0.926302785
15	犬山市	0.923534352
16	大口町	0.923423426
17	津島市	0.921712687
18	東郷町	0.919882119
19	飛島村	0.919874857
20	北名古屋市	0.915960868
21	東浦町	0.915818509
22	常滑市	0.915501216
23	日進市	0.913024207
	県平均	0.912735199
24	設楽町	0.908963290
25	あま市	0.905985880
26	南知多町	0.905644263
27	阿久比町	0.901624864
28	大治町	0.895142318
29	碧南市	0.893081399
30	知多市	0.891144273
31	豊橋市	0.890263599
32	春日井市	0.884746246
33	豊田市	0.883842869
34	武豊町	0.882213730
35	半田市	0.878104703
36	扶桑町	0.877494264
37	尾張旭市	0.877157958
38	岩倉市	0.874262528
39	小牧市	0.873448046
40	岡崎市	0.873280458
41	蒲郡市	0.871010824
42	長久手市	0.870741598
43	高浜市	0.869806547
44	美浜町	0.868069463
45	刈谷市	0.862339307
46	豊根村	0.860445871
47	知立市	0.860230742
48	豊川市	0.856529739
49	幸田町	0.852138864
50	新城市	0.847586510
51	西尾市	0.824590024
52	豊山町	0.823809245
53	安城市	0.816146262
54	田原市	0.773859651

② 一人当たり所得金額 (医療分)		
(単位：円)		
順位	市町村	金額
1	飛島村	1,041,329
2	田原市	916,739
3	みよし市	887,121
4	長久手市	856,816
5	南知多町	841,582
6	刈谷市	838,177
7	安城市	827,531
8	日進市	816,298
9	豊山町	816,261
10	碧南市	799,795
11	大府市	799,118
12	豊田市	798,318
13	大口町	787,404
14	西尾市	786,930
15	幸田町	779,143
16	東海市	777,074
17	小牧市	764,875
18	弥富市	760,795
19	高浜市	752,540
20	尾張旭市	751,631
21	知立市	750,892
22	岡崎市	744,410
23	清須市	738,040
24	蟹江町	732,326
25	設楽町	728,083
26	北名古屋市	727,196
27	半田市	720,962
28	豊根村	719,648
29	東郷町	713,682
	県平均	710,874
30	春日井市	707,640
31	豊明市	707,069
32	大治町	700,431
33	知多市	700,285
34	蒲郡市	696,676
35	東浦町	694,102
36	稲沢市	687,125
37	名古屋市	678,828
38	阿久比町	678,805
39	扶桑町	672,420
40	美浜町	670,759
41	豊橋市	667,771
42	愛西市	667,119
43	あま市	663,538
44	武豊町	662,316
45	岩倉市	659,770
46	犬山市	657,651
47	豊川市	656,880
48	新城市	656,567
49	常滑市	653,094
50	津島市	652,834
51	一宮市	648,535
52	江南市	629,028
53	瀬戸市	606,889
54	東栄町	600,647

③ 一人当たり納付金額(d)		
(単位：円)		
順位	市町村	金額
1	飛島村	208,707
2	みよし市	192,001
3	南知多町	186,044
4	大府市	183,054
5	日進市	181,323
6	長久手市	181,250
7	大口町	177,854
8	東海市	177,150
9	碧南市	176,878
10	田原市	176,088
11	弥富市	175,390
12	豊明市	174,852
13	刈谷市	174,316
14	蟹江町	173,342
15	清須市	172,514
16	豊田市	171,810
17	名古屋市	169,429
18	高浜市	168,694
19	安城市	168,409
20	北名古屋市	168,067
21	尾張旭市	167,822
22	幸田町	167,171
23	小牧市	167,141
24	豊山町	167,103
	県平均	166,930
25	愛西市	165,881
26	東郷町	165,822
27	岡崎市	165,428
28	知立市	164,786
29	西尾市	164,779
30	設楽町	164,596
31	稲沢市	163,891
32	半田市	163,597
33	大治町	163,368
34	東浦町	163,028
35	春日井市	163,019
36	一宮市	162,005
37	江南市	160,887
38	蒲郡市	160,839
39	常滑市	160,434
40	あま市	160,395
41	津島市	160,034
42	知多市	159,965
43	扶桑町	159,764
44	犬山市	159,321
45	阿久比町	158,807
46	東栄町	158,696
47	豊橋市	158,277
48	美浜町	156,832
49	武豊町	156,659
50	瀬戸市	155,756
51	岩倉市	154,623
52	豊川市	154,097
53	豊根村	153,774
54	新城市	150,182

補足説明資料

1 納付金等の概要

国民健康保険（以下「国保」という。）について、平成 30 年度に行われた国保制度改革以降、都道府県が財政運営の責任主体となりました。県の主な役割は、次のとおりです。

- ① 市町村の国保加入者の所得や医療費等に基づいて、市町村ごとの国保事業費納付金（以下「納付金」という。）の決定
- ② 市町村ごとの標準保険料率の策定、公表
- ③ 保険給付に必要な費用全額を市町村に交付

県は、令和 6 年 1 月に納付金及び標準保険料率を決定し、県内全市町村に提示しました。豊川市の令和 6 年度納付金額は、約 46 億 4,000 万円、前年度比 5,700 万円増となりました。

資料 1 は、市町村への説明用として県がまとめたものを一部抜粋し、加工したものです。
 <フロー図の説明>

- (1) 都道府県の役割（図の太線囲み内）

都道府県は、①納付金の決定、②市町村へ標準保険料率を提示します。

- (2) 市町村の役割

市町村は、⑤納付金の支払いのために、③各被保険者への保険料の賦課を行い、被保険者に保険料の納付を求めます（例年 8 月中に納入通知書を送付します。）。

- (3) 被保険者の役割

被保険者は、賦課された④保険料の納付を行います。

2 市町村ごとの納付金・標準保険料率の算定の考え方

県が行った納付金・標準保険料率の算定の流れを説明します。保険給付費分を例に、図 2 に示してありますので、参考としてください。

- ① 県全体の納付金算定基礎額の算定

被保険者数及び医療費をもとに県全体の保険給付費等を推計し、県全体の公費等（療養給付費等負担金、前期高齢者交付金等）を加減算します。なお、保険給付費が高い伸びを示しており、県全体の 1 人当たり納付金は約 6 % の増額となっております。

- ② 市町村ごとの納付金按分（参考：図 1）

各市町村の被保険者数により按分した分（応益割分）と、各市町村の所得総額により按分した分（応能割分）を合計します。この合計額をもとに各市町村の医療費水準により調整した金額を計算し、市町村ごとの公費を加減算します。

- ③ 標準保険料率の算定

標準保険料率とは、全国統一の算定基準により計算された市町村ごとの保険料率のことを言います。各市町村に按分後の納付金から、特別交付金など市町村に交付される公費を

減算し、保健事業費など保険料で賄う給付等を加算して、市町村ごとの保険料総額を算出し、標準保険料率を算定します。

3 各市町村の1人当たり納付金額等の県内順位

県が算出した本市の令和6年度1人当たり納付金は、154,097円（R5年度145,641円。R4年度135,008円）となっています。令和5年度に入っても高い伸びを示す保険給付費の影響を受け、前年度比8,456円の増となりました。

資料1－1について一番左側からご説明します。

① 年齢調整後医療費指数

令和2年度から令和4年度までの医療費から算出された、全国平均値を1とした場合の1人当たり医療費を指数化したものです。豊明市を除いて全国平均を下回り、本市の順位は県内54市町村中48位（約0.8565）で、太線囲みの県平均の値（約0.9127）より低い水準となっています。

納付金の計算過程において、県は医療費指数を乗じて算出するため、指数が低いほど納付金額も低く算出されます。今後も医療費削減のため、優先度の高い健康課題の洗い出しと効果的な保健事業を実施していく必要があります。

② 1人当たり所得金額

令和3年度から令和5年度までの所得金額を平均したものです。飛島村が1位で、本市は県平均（710,874円）を下回り、47位、656,880円（R5年度692,552円）です。

③ 1人当たり納付金額

金額は所得水準が高い飛島村が1位で、208,707円となっています。本市は県平均（166,930円）を下回り、52位、154,097円（R5年度145,641円）です。

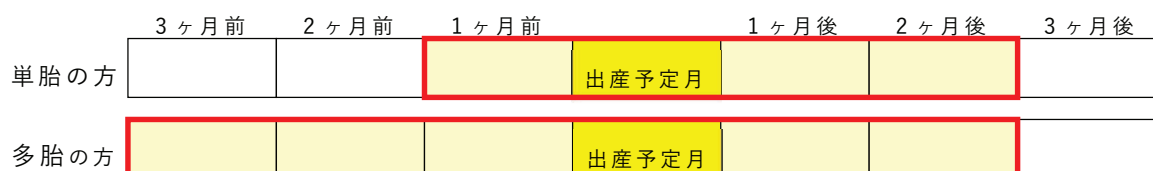
議題(1)② 豊川市国民健康保険条例の一部改正について

1 条例改正の概要

令和5年12月議会において、子育て支援の拡充として、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」といいます。）に係る国民健康保険料の所得割額及び均等割額について、令和6年1月分から減額措置を行うものです。

【国民健康保険料の減額イメージ図】

出産被保険者に係る国民健康保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月※¹から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます※²。



※1 多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

※2 産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が年額から減額されます。産前産後期間の保険料が0（ゼロ）になるとは限りません。

令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が減額されます。



※ 令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

2 施行日

令和6年1月1日

議題(1)③ 令和5年度保健事業の状況について

1 特定健康診査受診率

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対 象 者 数	27,710 人	27,478 人	26,577 人
受 診 者 数	8,026 人	8,926 人	8,507 人
再掲（健診会場で実施する集団健診）	2,252 人	2,845 人	2,755 人
再掲（医療機関で実施する個別健診）	5,774 人	6,081 人	5,752 人
受診率（法定報告値）	29.3%	33.1%	33.4%

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言の発出による集団健診の年度前半の中止、また感染を回避するための受診控えの影響もあり、受診率は29.3%でした。令和3年度以降、少しずつ受診率は回復してきたものの、新型コロナウイルス感染症の発症以前の平成30年度の受診率36.4%には届かない状況です。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類となり、行動制限がなくなった状況の中、現時点において、個別健診についてはまだ数字が定まりませんが、集団健診については概算で10.4%となり、令和4年度と同程度の受診率を見込んでいます。

2 特定保健指導の実施状況（法定報告値）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
動機付け支援利用率	22.6%	22.7%	21.1%
積極的支援利用率	9.4%	7.6%	4.0%
特定保健指導終了率	19.3%	18.4%	15.6%

特定保健指導の実施状況ですが、支援利用率、指導終了率ともに減少しています。

令和5年度については、健診受診者の減少により、特定保健指導実施者数は減少する見込みですが、利用率は令和4年度と同程度になると見込んでいます。

※ 法定報告値は、毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果を報告することとされています。報告対象は、一年間を通じた国保加入者で、年度途中での加入・脱退等異動のあった方を除いています。